

おやっ・あんな

ぜひしたのから



11月は児童虐待防止 推進月間です

オレンジリボンには子どもの虐待を防止する
というメッセージが込められています



きこえるよ
耳をすませば 心のやけび



児童虐待防止のため の関係機関との連携

ひとりで、また一つの機関では、子どもを虐待から守ることはできません。「あなた」もネットワークの一員です。子どもを虐待から守るために協力してください。
※三芳町要保護児童対策地域協議会福祉・保健医療・教育・警察などの関係機関23団体が構成されています。

(町では、虐待を受けた子どもに限らず、要支援が必要な家庭を応援しています！)



子どもを虐待から守るための5か条

あなたの実行が子どもを虐待から守ります

- 児童虐待の早期発見・再発防止には地域の協力が必要です。
- 1「おかし」と感じたら迷わず連絡(通告)
- 2「しつけのつもり」は言い訳(子どもの立場で判断)
- 3「ひとりで抱え込まない」(あなたにできることから即実行)
- 4親の立場より子どもの立場(子どもの命が最優先)
- 5虐待はあなたの周りでも起こりうる(特別なことではない)

「気くばり」で、子どもを虐待から救えます

「ちょっとした」「目くばり」

誰もができることから始めよう

子どもこんなサインを見落としていませんか？

- ・不自然な傷や打撲のあと
- ・着衣や髪の毛がいつも汚れている
- ・表情が乏しい
- ・おどおどしている
- ・落ち着きがなく、乱暴になる
- ・親を避けようとする
- ・夜遅くまで一人で遊んでいる。

児童虐待とは？

身体的虐待 なくる、ける、投げ落とす、激しくゆさぶる、やけどを負わせる、溺れさせるなど。

性的虐待 性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど。

ネグレクト 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、医療機関に連れて行かない、保護者以外の同居人による虐待を放置するなど。

心理的虐待 言葉によるおどかし、無視、兄弟間の差別的扱い、子どもの目の前で配偶者やそのほかの家族などに対し暴力をふるうなど。

児童虐待は子どもの人権を著しく侵害し、心身の成長と人格の形成に重大な影響を与え、次世代に引き継がれる恐れもあります。子どもを虐待から守るためには、親の立場よりも子どもの立場が最優先されなければなりません。

町では、子どもたちの人権を守り、健全な発達を支援するために、関係機関との連携を図り、児童虐待防止のための体制を強化しています。

問い合わせ ことも家庭課(内線164)

そんなとき、ひとりで悩まず、相談してください。

児童虐待を防止するには、まず相談を...

●「虐待を受けたと思われる子ども」をみつけたときは...
あなたのまわりにも「虐待を受けたと思われる子ども」がいたら、すぐにも家庭課や川越児童相談所などに連絡(通告)してください。通告は子どもを守るためのものです。(児童虐待の防止等に関する法律「により」)
また、連絡した人が特定されないように秘密は守られます。

●虐待を受けているとき...
例えば:
家族の誰かにいやなことを言われたり、いやなことをされたり、お腹がすいても食べるものがなかったり、叩かれたりして痛い思いをしているいたら

●子育てについて不安を持っているとき...
例えば:
自分だけがうまく子育てできていない。
助けてくれる人がいない、子どもの行動が気に入らない、この子がいなかったら、などと思ってしまう、自分を追いつめていたら



三芳町ファミリーサポートセンターを12月より開設します

ファミリー・サポート・センターは地域において育児の支援を受けた(依頼者)と育児の支援を行なった(提供会員)を組織化し、相互援助活動(有償ボランティア)を行うことにより、安心して子育てが行くよう環境作りを目的としています。

依頼会員(子育てを手助けしてほしい方)

三芳町在住で、生後6ヶ月から10歳未満までの子どもを養育している方は登録できます。登録している方であれば依頼出来ません。

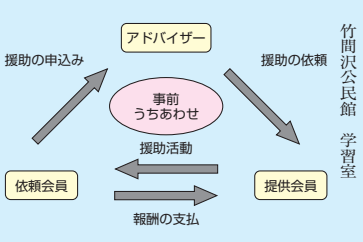
提供会員(子育ての手助けができる方)

三芳町在住でおおむね20歳以上で子育て経験のある方、心身ともに健康で援助活動に理解関心のある方です。説明会を受け終了後登録できます。60歳以上でも健康であり又男性でも保育に心ある方であれば登録できます。養成講習会もあり受講していただきます。手助けは自分の可能な範囲で結構です。

援助活動
・保育所、幼稚園、学校、学童保育室の開始前、終了後の預かりや送迎を行います。

11月にファミリーサポート説明会を行います。

- ファミリー・サポート・会員希望また関心のある方は参加ください。
- 11月14日(水) 午後2時～4時 藤久保公民館 視聴覚室
 - 11月15日(木) 午前10時～正午 藤久保公民館 視聴覚室
 - 11月28日(水) 午前10時～正午 竹間沢公民館 学習室
 - 11月29日(木) 午後2時～4時 竹間沢公民館 学習室



開所日 月曜日(金曜日) 受付登録 印章をご持参の上来庁してください。